

諮問番号 : 令和5年度諮問第6号(令和5年9月25日付け)

答申番号 : 令和5年度答申第9号(令和6年2月19日付け)

答 申

審査請求人〇〇〇〇が令和5年6月5日付けで提起した処分庁〇〇市長による児童扶養手当法(昭和36年法律第238号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による児童扶養手当認定請求却下処分(令和〇年〇〇月〇〇日付け。以下「本件処分」という。)に係る審査請求(以下「本件審査請求」という。)について、審査庁岐阜県知事(以下「審査庁」という。)から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は棄却すべきであるとする審査庁の判断は、妥当とはいえない。

第2 事案の概要

審査請求人は、審査請求人の次女(以下「本件児童」という。)が法第4条第1項第1号ハに規定する「父が政令で定める程度の障害の状態にある児童」に該当し、審査請求人が母として本件児童を監護しているとして、処分庁に対し、法第6条第1項の規定による児童扶養手当の受給資格及び額の認定の請求(以下「児童扶養手当認定請求」という。)を行ったが、処分庁は、本件処分によりこれを却下した。

本件審査請求は、審査請求人が本件処分の取消しを求めて提起したものである

第3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件処分の通知書である児童扶養手当認定請求却下通知書(以下「本件通知書」という。)には処分の理由として「支給要件に該当しないため」とあるが、該当しない理由の説明がないとして、本件処分は取り消されるべきであると主張する。

第4 審理員意見書の要旨

審理員意見書には、本件処分については、処分に違法又は不当な点はなく、本

件審査請求は理由がないから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである旨記載されており、その理由はおおむね次のとおりである。

1 児童扶養手当認定請求を却下することとしたこと

本件児童の父（以下「本件父」という。）の障害の原因である慢性腎不全については、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「政令」という。）別表第2第11号ではなく、同第9号に該当するかどうかを検討すべきである。

そして、「児童扶養手当法施行令〔別表第2〕における障害の認定要領について」（昭和36年12月21日付け児発第1374号厚生省児童局長通知）別冊「児童扶養手当法施行令別表第2における障害の認定要領」（以下「認定要領」という。）別添6「政令別表第2第9号の障害の認定基準」に基づき判断すると、本件父は腎疾患により人工透析療法施行中であり、また父の障害は、人工透析により日常生活において高度の制約を受けていると認められない程度であることから、本件父の障害は、政令別表第2第9号に該当しない。

したがって、処分庁が審査請求人の児童扶養手当認定請求を却下することとしたことに違法又は不当な点はない。

2 理由の提示

行政手続法（平成5年法律第88号）第8条第1項本文及び第2項の規定により書面により理由を提示する場合には、その理由はいかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して当該申請が拒否されたのかということを申請者においてその記載自体から了知し得るものでなければならないと解されている。

本件処分の通知書である児童扶養手当認定請求却下通知書の記載からは、法第4条第2項第4号の規定により支給要件に該当しないと判断されたということは理解することができる。また、同号が根拠法令として記載されていることから、本件児童が審査請求人の配偶者に養育されているという事実に基づいて本件処分がなされたことも理解することができる。そうすると、本件処分における理由の提示が違法又は不当であるとはいえない。

なお、審査請求人の児童扶養手当認定請求が認められない理由は、本件児童が法第4条第1項第1号ハに該当しないからであり、同条第2項第4号に該当するからではないため、処分の理由の記載は誤りであるが、記載された理由が正しいかどうかと行政手続法第8条第1項本文及び第2項の規定に従い理由が記載されているかどうかとは別の問題であるから、同条第1項本文及び第2項に違反する

こととはならない。

よって、本件処分における理由の提示が違法又は不当であるとはいえない。

第5 審査庁の説明の要旨

当審査会に対する審査庁の説明の要旨は、おおむね次のとおりである。

- 1 審理員による審理手続は、意見書の内容や事件記録を踏まえ整理し確認したところ、適正であったと認められること。
- 2 審理員による事実認定及び法令解釈は、妥当であると考えられること。
- 3 よって、審理員の判断と同様、本件審査請求は棄却するのが相当であること。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和5年 9月25日	諮問
令和5年11月 1日	審議（第18回第2部会）
令和5年12月 6日	審議（第19回第2部会）
令和6年 1月19日	審議（第20回第2部会）

第7 審査会の判断の理由

当審査会は、審理員意見書及び事件記録に基づき本件審査請求について検討した結果、次のとおり判断する。

1 事実認定

事件記録によれば、次の事実が認められる。

- (1) 令和〇年〇〇月〇〇日、審査請求人は、処分庁に対し、児童扶養手当認定請求書及び児童扶養手当障害認定診断書を提出し、児童扶養手当認定請求を行った。
- (2) 処分庁は、令和〇年〇〇月〇〇日付けの本件処分により、児童扶養手当認定請求を却下した。なお、本件処分の通知書である児童扶養手当認定請求却下通知書には、本件処分の理由として、「支給要件に該当しないため」及び「根拠法令：児童扶養手当法第4条第2項第4号」と記載されていた。（甲第1号証）
- (3) 処分庁は、令和5年7月10日付け〇〇市子支第247号「弁明書」において、審査請求人が法第4条第1項第1号ハに該当せず、また同条第2項第4号

に該当するため、本件処分を行ったと主張した。

2 法の規定等

(1) 法

ア 法第4条は、児童扶養手当の支給要件について、次のとおり規定している。

「第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

一 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母が婚姻を解消した児童

ロ 父が死亡した児童

ハ 父が政令で定める程度の障害の状態にある児童

ニ 父の生死が明らかでない児童

ホ その他イからニまでに準ずる状態にある児童で政令で定めるもの

二 略

三 第1号イからホまでのいずれかに該当する児童を母が監護しない場合若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の母がない場合であつて、当該母以外の者が当該児童を養育する（児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）とき、前号イからホまでのいずれかに該当する児童を父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない場合（父がない場合を除く。）若しくは同号イからホまでのいずれかに該当する児童（同号ロに該当するものを除く。）の父がない場合であつて、当該父以外の者が当該児童を養育するとき、又は父母がない場合であつて、当該父母以外の者が当該児童を養育するとき 当該養育者

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号

のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

一から三まで 略。

四 母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。

五及び六 略

3 略

イ 法第6条は、受給資格及び額の認定について、次のとおり規定している。

「第6条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

2 略

(2) 国民年金法

国民年金法（昭和34年法律第141号）第30条は、障害基礎年金の支給要件について、次のとおり規定している。

「第30条 略

2 障害等級は、障害の程度に応じて重度のものから1級及び2級とし、各級の障害の状態は、政令で定める。」

(3) 行政手続法

行政手続法第8条は、拒否処分理由の提示について、次のとおり規定している。

「第8条 行政庁は、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に、当該処分理由を示さなければならない。ただし、法令に定められた許認可等の要件又は公にされた審査基準が数量的指標その他の客観的指標により明確に定められている場合であって、当該申請がこれらに適合しないことが申請書の記載又は添付書類その他の申請の内容から明らかであるときは、申請者の求めがあったときにこれを示せば足りる。

2 前項本文に規定する処分を書面でするときは、同項の理由は、書面により示さなければならない。」

(4) 政令

ア 政令第1条は、法第3条第1項及び第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態について、次のとおり規定している。

「第1条 略

2 法第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態は、別表第2に定めるとおりとする。」

イ 政令別表第2は、法第4条第1項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態について、次のとおり規定している。

「別表第2（第1条関係）

一 次に掲げる視覚障害

イ 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの

ロ 一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの

ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの

ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

二 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの

三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

四 両上肢の全ての指を欠くもの

五 両上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの

七 両下肢を足関節以上で欠くもの

八 体幹の機能に座つていてはできない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの

九 前各号に掲げるもののほか、身体の機能に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の介護を必要とする程度の障害を有するもの

十 精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、常時の監視又は介護を必要とする程度の障害を有するもの

十一 傷病が治らないで、身体の機能又は精神に、労働することを不能ならしめ、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度の障害を有するものであつて、内閣総理大臣が定めるもの

（備考）視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。」

（5）国民年金法施行令

ア 国民年金法施行令（昭和34年政令第184号）第4条の6は、国民年金法第30条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態について、次のとおり規定している。

「第4条の6 法第30条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。」

イ 国民年金法施行令別表は、国民年金法第30条第2項に規定する障害等級の各級の障害の状態について、次のとおり規定している。

「別表（第4条の6関係）」

障害の程度		障害の状態
1級	1から8まで	略
	9	前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
	10及び11	略
略	略	略

備考 略

（6）児童扶養手当法施行規則

児童扶養手当法施行規則（昭和36年厚生省令第51号）第1条は、受給資格及び額の認定の請求について、次のとおり規定している。

「第1条 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号。以下「法」という。）第6条の規定による児童扶養手当（以下「手当」という。）の受給資格及びその額についての認定の請求は、児童扶養手当認定請求書（様式第1号）に、次に掲げる書類等を添えて、これを住所地を管轄する福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）又は町村長（以下「手当の支給機関」という。）に提出することによつて行わなければならない。

一から三まで 略

四 対象児童の父又は母が児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号。以下「令」という。）別表第2に定める程度の障害の状態にあることによつて請求する場合には、次に掲げる書類等

イ 当該障害の状態に関する医師又は歯科医師の診断書（様式第2号）

ロ 略

五から十まで 略

」

（7）認定要領

ア 認定要領2は、障害の認定について、次のとおり定めている。なお、認定要領は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第3項に規定する「第一号法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準」である。

「2 障害の認定については次によること。

(1) 政令別表第2第1号から第10号までは障害の原因となった傷病がなおった場合であり、第11号は障害の原因となった傷病がなおらない場合であるが第11号の場合は、その傷病につきはじめて医師の診療を受けた日から起算して1年6月を経過した日以後において第11号に定める程度の障害の状態にある場合とするものであること。

なお、「傷病がなおった」については、器質的の欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、また、慢性疾患においては、その症状が安定し長期にわたってその疾病の固定性が認められ、かつ、もはや、医療効果が期待できなくなったときは、そのときをもって「なおった」ものとして取扱うものとする。

(2) 障害の程度は政令別表第2に定めるとおりであり、その状態は、傷病がなおったものにあつては一般的な労働能力を全く喪失し、かつ、常時の介護又は監視を必要とする程度のもの、傷病がなおらないものにあつては、一般的な労働能力を全く喪失し、かつ、長期にわたる高度の安静と常時の監視又は介護とを必要とする程度のものであつて、国民年金法及び厚生年金保険法による障害等級の1級、身体障害者福祉法による障害等級の1級及び2級がほぼこれに相当するものであること。

(3) 国民年金の障害等級の1級に該当し、障害福祉年金を受けている者については、政令別表第2第1号から第9号までのいずれかに該当するものとして取り扱うこと。従つて、前記の者については本制度による診断書の添付を省略することができるものとされ

ていること。

(4) 障害の認定は診断書（児童扶養手当法施行規則様式第2号）及びレントゲンフィルムによって行なうが、それらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は検診等を実施したうえで適正な認定を行なうこと。

(5) 略

(6) 各傷病についての障害の認定は次により行なうものとする。

イからホまで 略

へ 政令別表第2第9号の障害の認定は、別添6「政令別表第2第9号の障害の認定基準」によること。 」

イ 認定要領別添6「政令別表第2第9号の障害の認定基準」は、政令別表第2第9号に該当するかどうかの認定について、次のとおり定めている。

「 政令別表第2第9号に該当するかどうかの認定はおおむね次によること。

1 障害福祉年金の障害程度1級の第9号は内科的疾患に基づく身体障害を除いているが、本号は内科的疾患による場合も含むものであること。

2 障害福祉年金の障害の程度1級の第9号に該当する場合は本号に該当するものとする。

3 略 」

3 本件処分について

(1) 審査請求人の主張

審査請求人は、審査請求を行った理由として、支給要件に該当しない理由の説明を求めている。

これは、行政手続法第8条第1項で求められる理由の提示として不十分であるとの主張であると解することができるので、本件通知書記載の理由が、理由の提示として違法又は不当であるかを検討する。

(2) 理由の提示が求められる趣旨

行政手続法第8条第1項本文は、行政庁が申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合は、申請者に対し、同時に処分の理由を示さなければならないとしている。このように行政手続法が理由の提示を求めている趣旨は、拒否事由の有無についての行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するとともに、拒否の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与える

ところにあると解されている。

そして、このような理由の提示制度の趣旨にかんがみれば、本件通知書において提示すべき理由としては、いかなる事実関係に基づきいかなる法規を適用して児童扶養手当の認定請求が却下されたかを、申請者においてその記載自体から了知しうるものでなければならず、単に認定請求を却下する根拠規定を示すだけでは、理由の提示として十分でないといわなければならない（最高裁判所第三小法廷昭和60年1月22日判決参照）。

(3) 本件通知書における理由の提示の程度について

本件通知書には、本件処分の理由として、「支給要件に該当しないため」及び「根拠法令：児童扶養手当法第4条第2項第4号」とのみ記載されている。そして、法第4条第2項第4号は、「母の配偶者（前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父を除く。）に養育されているとき。」という規定となっており、基準の一部について政令に委任している。

よって、法第4条第2項第4号と記載しただけでは、いかなる事実関係に基づき、いかなる政令を適用して、本件児童が、「前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にある父」に該当しない父に養育されているといえるのか、審査請求人においてその記載自体から知ることができないといわざるをえない。

本件では少なくとも適用される政令の規定及びその適用の際に認定した事実について、理由として提示すべきである。

以上のように、本件通知書記載の理由では、行政手続法が求める理由の提示の程度としては不十分である。

(4) 本件通知書における理由の提示の誤りについて

法第4条は、第1項において、同項各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に該当する場合に児童扶養手当を支給すると定め、第2項において、第1項の規定にかかわらず、第2項各号に定める場合には、児童扶養手当を支給しないと規定し、第1項の要件を満たすことを前提に第2項において例外的に児童扶養手当が支給されない者について規定している。

処分庁は、審査請求人が法第4条第1項第1号ハに該当せず、また、同条第2項第4号に該当するため、本件処分を行ったと主張する。上記のような法第4条の構造からすれば、法第4条第1項第1号に該当しないと判断したのであれば、同条第2項各号に該当するかについて検討する必要はないから、処分庁の説明は不合理であるが、仮に処分庁が説明するような判断を行った場合であ

っても、処分の根拠法令としてまず記載すべきは、法第4条第1項第1号ハであり、それを示さずに法第4条第2項第4号しか示さないのは、根拠法令の提示として誤っているといわざるをえない。

そして、このような誤った根拠法令を記載することを許容することは、行政庁が処分の根拠となる法令等を十分検討することなく記載することにつながり、行政庁の判断の慎重と合理性を担保して恣意を抑制するという行政手続法第8条第1項の趣旨に反する。

また、誤った根拠法令を記載すると、申請者が不服申立手続において、本来主張、立証する必要のない事項、例えば本件においては、本件父に養育されているか否かについて、主張する必要があると誤解させ、主張、立証する必要のある事項について十分対応することができないおそれがある。これは、拒否の理由を申請者に知らせて不服申立てに便宜を与えるという行政手続法第8条第1項の趣旨に反する。

(5) 小括

以上により、本件通知書の理由の記載は、その基礎となった事実関係及び適用法令について、行政手続法第8条第1項が求めている程度に達しているとは認められず、また根拠法令が誤っているから、行政手続法第8条第1項の趣旨に反する。

よって、本件処分は行政手続法第8条第1項に反する違法なものとして、取消しを免れない。

(6) 児童扶養手当認定請求を却下したことの適法性について

前記(1)から(5)までに記載のとおり、本件処分は、本件通知書記載の理由が、行政手続法第8条第1項に違反し取消しを免れないものであるから、処分庁が児童扶養手当認定請求を却下したことの適法性については、判断を行わない。

4 審理手続の適正性

本件審査請求について、審理員が行った審理手続は、適正に行われたものと認められる。

第5 結論

以上のことから、本件処分は、法令等の規定及びその解釈に従い適正になされたものとは解し難く、本件審査請求を棄却すべきとする審査庁の判断は妥当であるとはいえない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った部会の名称及び委員の氏名)

岐阜県行政不服審査会 第2部会

部会長 岩田尚之、委員 池田紀子、委員 三谷晋